

## 船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

<b>事故種類</b>	乗組員負傷
<b>発生日時</b>	令和6年11月3日 10時30分ごろ
<b>発生場所</b>	愛媛県松山市堀江港北方沖 堀江港一文字防波堤西灯台から真方位034° 930m付近 (概位 北緯33°54.9' 東経132°45.2')
<b>事故の概要</b>	液化ガスばら積船第二十八いづみ丸が錨泊中、揚錨機の保守整備を行っていた航海士が負傷した。
<b>事故調査の経過</b>	令和7年1月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
<b>事実情報</b>	<p>船種船名、総トン数 液化ガスばら積船 第二十八いづみ丸、748トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 142841、日本ガスライン株式会社、宝国海運株式会社（船舶管理人）</p>
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士A、四級（航海）
負傷者	軽傷 1人（航海士A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか6人が乗り組み、堀江港北方沖に錨泊していた。</p> <p>本船は、航海士Aを含む3名の航海士により、揚錨機を含む甲板部所掌の機器等の保守整備を行うこととし、作業分担等の打合せを行った後、保護具を装着した上で、揚錨機等の錆打ち作業<sup>*1</sup>を開始した。</p> <p>（写真1参照）</p> 
	<p>写真1 錆打ち作業の状況（再現） (本船にて再現写真を撮影の上提供)</p> <p>航海士Aは、錆打ち作業の途中、保護ゴーグルの位置を調整するな</p>

\*1 「錆打ち作業」とは、金属部の錆びた部分をハンマーやブラシを使い、表面の錆を除去する作業をいう。

どし、幾度か付け外しを行っていた。

航海士 A が保護ゴーグルの付け外しを行った際、保護ゴーグルの縁には、鏽打ち作業で生じた鏽粉が堆積していた。

航海士 A は、カッピングワイヤブラシを用いて揚錨機の鏽打ち作業を行っていたところ、作業開始から 2 時間が経過した頃、保護ゴーグルの付け外しを行った後、右目に違和感を覚えた。

航海士 A は、右目の違和感が残った状態で作業を継続し、作業終了後も右目の違和感が解消されず、水を用いて自身の右目の洗浄を行ったが違和感が残り、また右目に腫れも生じたので、右目に違和感があることや違和感が生じるまでの経緯を船長に報告した。

船長は、航海士 A が右目を負傷している可能性があると考え、海上保安部に対し航海士 A の洋上搬送を要請した。

航海士 A は、海上保安部の巡視艇で松山港まで搬送され、病院を受診し、右目内の異物除去の処置を受けた。

航海士 A を含む 3 名の航海士は、ふだんから鏽打ち作業を行う際、以下の保護具を装着していた。

- ・長袖、長ズボンの作業服
- ・安全靴
- ・ヘルメット
- ・保護ゴーグル
- ・マスク
- ・保護手袋

航海士 A は、本事故発生時の鏽打ち作業においても、ふだんと同様の保護具を装着していた。(写真 2 参照)



写真 2 鏽打ち時の保護具の装着状況（再現）

(本船にて再現写真を撮影の上提供)

航海士 A が装着していた保護ゴーグルを含む各保護具に破損等はなかった。

航海士 A は、約 2 年前から本船に乗船しており、これまでにも鏽打ち作業を含む本船の保守整備を行っていたので鏽打ち作業には慣れてお

	り、本事故発生まで危険な状況に至ったことはなかった。
分析	<p>本船は、錨泊中、航海士Aが揚錨機の保守整備として鎔打ち作業実施時、眼前で装着していた保護ゴーグルの付け外しを行った際、同保護ゴーグルに堆積していた鎔粉が右目に入ったことから、負傷したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、保護ゴーグルの付け外しを行う際、同保護ゴーグルの縁に堆積していた鎔粉を払い落とさなかったことから、鎔粉が右目に入ったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が錨泊中、航海士Aが揚錨機の保守整備として鎔打ち作業実施時、保護ゴーグルの付け外しを行う際、同保護ゴーグルの縁に堆積していた鎔粉を払い落とさなかったため、眼前で同保護ゴーグルの付け外しを行った際、保護ゴーグルに堆積していた鎔粉が右目に入ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鎔打ち作業を行う乗組員は、鎔打ち作業実施時、定期的に顔周りや保護具に堆積した鎔を除去すること。</li> <li>・ 鎔打ち作業を行う乗組員は、船舶の保守整備等で身体に違和感を覚えた場合は、直ちに船長に報告すること。</li> </ul>